

答申第1号

令和3年4月16日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市個人情報保護審査会

会 長 鴨志田 勝則

海老名市個人情報保護条例第7条ただし書の規定に基づく諮問について

(答申)

海老名市個人情報保護条例（平成17年条例第13号。以下「条例」という。）第7条ただし書の規定に基づき、令和3年1月8日付けで諮問された次の事項について、別紙のとおり答申する。

諮問事項

災害時における職員の子ども預かりのための要配慮個人情報の取扱いについて

第1 審査会の結論

災害時における職員の子ども預かり（以下「子ども預かり」という。）を実施するに当たり、発災前の平常の段階に、別添の様式により個人情報収集し取り扱う場合において、要配慮個人情報のうち次に掲げるものについては、条例第7条ただし書に規定する「事務若しくは事業の実施のために必要がある」と認められるものと判断する。

- 1 信条（条例第7条第2号）
- 2 病歴（条例第7条第4号）
- 3 心身の機能の障害（条例第7条第5号）
- 4 健康診断の結果（条例第7条第6号）
- 5 医師等による指導・診療・調剤（条例第7条第7号）

第2 諮問の概要

1 子ども預かりの目的

大規模災害の発生時等、多くの職員の動員が必要な場合等において、職員の子どもを一時的に預かる環境を整備することによって職員の参集率を向上させ、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に定める市の責務として、市の有する機能を十分に発揮できる体制を確保することを目的とする。

2 子ども預かりの概要

緊急参集時に職員が子どもを連れて参集できるよう、こどもセンター又は柏ヶ谷保育園（相模川氾濫予想時）をその預かり所として開設する。

現在検討中の預り所の職員体制は、市の保育士4名及び市職員4名の計8名を1チームとし、12時間ごとの3交代制で実施する計画となっている。

3 要配慮個人情報を取り扱う必要性について

突発的に発生する災害により実施しなければならない緊急参集に際して、安全かつ迅速に子ども預かりを行うため、発災前の平常の段階において、子ども預かりの準備を行っておかなければならず、対象となる職員の子どもの状況を事前に把握しておく必要がある。例えば、アレルギーを有する子どもに対し、アレルギーの原因となる物質（以下「アレルゲン」という。）を含む食事を与えないよう、事前にこれに対応した非常食を備蓄しなければならない。こうした準備のため、事前に預かる子どものアレルギーの有無、アレルゲン、アレルギーの症状、使用している薬等の情報を把握しなければならない。要配慮個人情報のうち病歴（条例第7条第4号）、健康診断の結果（条例第7条第6号）及び医師等による指導・診療・調剤（条例第7条第7号）に関する情報の取扱いが必要となる。

また、アレルギー以外にも、子どもを預ける職員からの申出により、障がいの有無、その状況等及び宗教上摂取できない食事等に関する情報といった要配慮個人情報を収集せざるを得ないことが想定される。このことから、要配慮個人情報のうち心身の機能の障害（条例第7条第5号）及び信条（宗教）（条例第7条第2号）に関する情報の収集の取扱いも必要となる。

以上の理由から、発災前の平常の段階において、別添様式により要配慮個人情報を収集し取り扱いたい。

4 収集した個人情報の保管等について

子ども預かりのために収集した要配慮個人情報を含む個人情報の保管等については、外部と接続していない庁内ネットワーク内にパスワード付ファイルに保存し、漏えいがないよう措置を講じる。また、災害時に備え、紙簿冊を3部作成し、危機管理課、こどもセンター及び柏ヶ谷保育園で、それぞれ1冊ずつを鍵のかかる書庫に保管し、管理責任者を指定して管理・使用する等、厳重に取り扱うこととする。

なお、具体に取り扱う職員として、各課の担当職員、子ども預かりに任ずる職員及び係長以上の職員を想定している。

第3 審査会の判断理由

当審査会は、次の理由により「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

1 要配慮個人情報を取り扱う必要性について

(1) 子ども預かりの必要性について

発災時において、通園している保育園等で子どもを預かることができないということになれば、職員の参集率が低下し、市の有する機能が十分に発揮されないおそれがあると考えられる。したがって、子ども預かりを実施することは、職員の参集率を向上させ、本市住民の生命、身体及び財産を災害から保護することにつながるため、公益上必要であると認められる。

(2) 要配慮個人情報の事前収集の必要性について

子ども預かりの対応をする職員がアレルギーの対応を誤れば、預かる子どもの生命、身体へ危険が及ぶこととなる。これを避けるため、アレルゲンを含まない非常食の備蓄等をあらかじめ行う必要があることから、事前に預かる子どものアレルギーの有無、アレルゲン、アレルギーの症状、使用している薬等の情報を把握しなければならない。したがって、要配慮個人情報のうち病歴（条例第7条第4号）、健康診断の結果（条例第7条第6号）及び医師等による指導・診療・調剤（条例第7条第7号）に関する情報の取扱いは必要であると認められる。

このほか、障がいやを有する子どもへの対応及び宗教上の理由から食事等への配慮について、職員から申出を受けることも想定される。したがって、事前準備のための心身の機能の障害（条例第7条第5号）及び信条（宗教）（条例第7条第2号）に関する情報の取扱いも必要であると認められる。

2 収集した個人情報の保管等について

要配慮個人情報を含む個人情報の保管については、外部と接続していない庁内ネットワーク内に電子データを保管することにより、外部への流出を防ぐ措置を講じるとしている。また、パスワード付ファイルとすること及び管理責任者を指定し取り扱う職員を制限することで、更なる情報の漏えい防止を図ることとして

いる。このことから、要配慮個人情報を含む個人情報の保管方法及び取り扱う職員を制限することは適正と認められる。

第4 付言

子ども預かりの実施に当たっては、個人情報の取扱いに係る細部についても定めた実施要綱及び事務マニュアルを作成することにより、適正な運用を図ることを要望する。

なお、条例第8条第1項に規定されているとおり、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報の取扱目的を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならないことに留意されたい。

第5 処理経過

当審査会の調査審議等の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和3年1月8日	実施機関から諮問書提出
令和3年1月20日	審議
令和3年3月11日	審議

両親等のデータ

令和3年4月1日現在

① 職員（預けに来る人）	
所属課 ・ 役職	
氏 名	
携帯電話番号	
住所	
② 子どもを引取りに来られる可能性のある方（1）	
ふりがな	
氏 名	
職員との関係	
電話番号 1	
電話番号 2	
③ 子どもを引取りに来られる可能性のある方（2）	
ふりがな	
氏 名	
職員との関係	
電話番号 1	
電話番号 2	
④ 子どもを引取りに来られる可能性のある方（3）	
ふりがな	
氏 名	
職員との関係	
電話番号 1	
電話番号 2	
⑤ その他 (預かり所に伝えておくべき事項)	
預かり所記入欄	

※本データは、危機管理課内、こどもセンター及び柏ヶ谷保育園で保管します。

※災害時における人員配置の参考としたいため、以下の項目についていずれか1つに✓を記入ください。

市の災害時子ども預かり所に子どもを預ける可能性	<input type="checkbox"/> 100%(必ず預ける) <input type="checkbox"/> 70%(たぶん預ける) <input type="checkbox"/> 50%(半々) <input type="checkbox"/> 30%(預ける可能性はあるが、低い) <input type="checkbox"/> 10%(預ける可能性はあるが、かなり低い)
-------------------------	---

子どものデータ

【取扱注意】

(個人情報)

令和3年4月1日現在

第1子

(職員名)

:

ふりがな			性別	お子さんの顔写真を添付してください。 (スナップ写真のトリミングで可)
児童氏名				
生年月日(年齢)				
学校・保育園・幼稚園名				
アレルギー	有 無	有 ・ 無		
	アレルギー			
	症 状	アトピー ・ 喘息 ・ 鼻炎 ・ その他 ()		
	使っている薬 (使用時期・量)			
	伝えておきたいこと	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>「アレルギー」の項目で取り扱う要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病歴(第4号) ○ 健康診断の結果(第6号) ○ 医師等による指導・診療・調剤(第7号) ※ () は条例第7条の号番号 </div>		
預かり時に付けて欲しいこと	食事時			
	睡眠時			
	生活時	<div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <p>「預かり時に気を付けて欲しいこと」の項目で取り扱う要配慮個人情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信条(第2号) ※ 宗教に関する事項 ○ 病歴(第4号) ○ 心身の機能の障害(第5号) ○ 健康診断の結果(第6号) ○ 医師等による指導・診療・調剤(第7号) ※ () は条例第7条の号番号 </div>		
	その他伝えておきたいこと			
預かり所記入欄				

※本データは、危機管理課内、こどもセンター及び柏ヶ谷保育園で保管します。